

# 個人情報保護法の改正に伴う対応について

## 個人情報保護法の改正と小規模事業者への法の適用

○平成27年9月に改正個人情報保護法が成立。

平成29年5月30日に全面施行(29年度当初は対象にならない可能性あり)

○改正前は、5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされてきましたが、改正後は全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。

PTAのみを対象としたものではない。(公立の小・中学校は各自治体の条例の準用)

○この事業者には自治会や同窓会等の非営利組織も該当します。

○ただし、小規模の事業者の事業が円滑に行われるよう配慮することとされています。

従来から個人情報を適切に取り扱っていれば、大きな負担とはなりません。  
法改正に伴い、今後は適用対象となることから、注意すべき点を次頁に記します。

# 個人情報を集める、保管するときのルール

## ルール

## 会員名簿を作成して配布する場合

### ①個人情報を集める前

#### 利用目的の特定

個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。

「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。

### ②本人から個人情報を集めるとき

#### 利用目的の通知・公表

本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。

個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。

### ③個人情報を保管しているとき

#### 安全管理措置

集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。

会の事務局において、盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また配布先の会員に対して盗難や紛失、転売などしないよう注意を呼びかけることも重要です。

#### 保有する個人情報の訂正等

集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に訂正するための手続きの方法等を本人の知りえる状態におき、請求に応じて訂正する。

②で配布する書面に訂正等に関する問合せ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する必要があります。

# 個人情報を第三者に提供するときのルール

## ルール

### 本人の同意の取得

本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、例えば、以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、財産を守る場合
3. 委託先に提供する場合

### 提供に関する記録業務

提出先などを記録し一定期間保管する。

### 委託先の監督

個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。

## 会員名簿を作成して配布する場合

「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意に個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。また、以下の場合には同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。

1. 警察からの照会
2. 災害発生時の安否確認
3. 会員名簿を印刷業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合

名簿に配布先の会員名簿等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。

名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。

#### ■委託先への確認方法の例■

情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止  
返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す等

また、個人情報が適切に取り扱われているか委託先の状況を口頭等で確認することも大切です。

# 個人情報保護法の改正に伴う対応について

- 保護者に個人情報を集める理由(目的)を伝え、通知・公表した上で、情報を集めその情報を使用することが必要になります。
- 学校が保護者から個人情報を集める際に、PTAに提供することを伝え、通知して集め、PTAに提供することは可能です。  
(学校との協議が必要)
  - ※校外指導を行う際に、入学前に情報が必要になるような時は、学校とよく打合せの上、行うことが重要になります。
- 個人情報保護法とPTAへの入退会については、別の話です。  
PTAについては、入学説明会などで、しっかり説明し主旨や目的を伝え、全ての保護者の方の加入が望ましいことを伝えることが大切です。

繰り返しになりますが、従来から個人情報を適切に取り扱っていれば、大きな負担とはなりません。今後は注意すべき点があります。ということになります。